

十日町市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

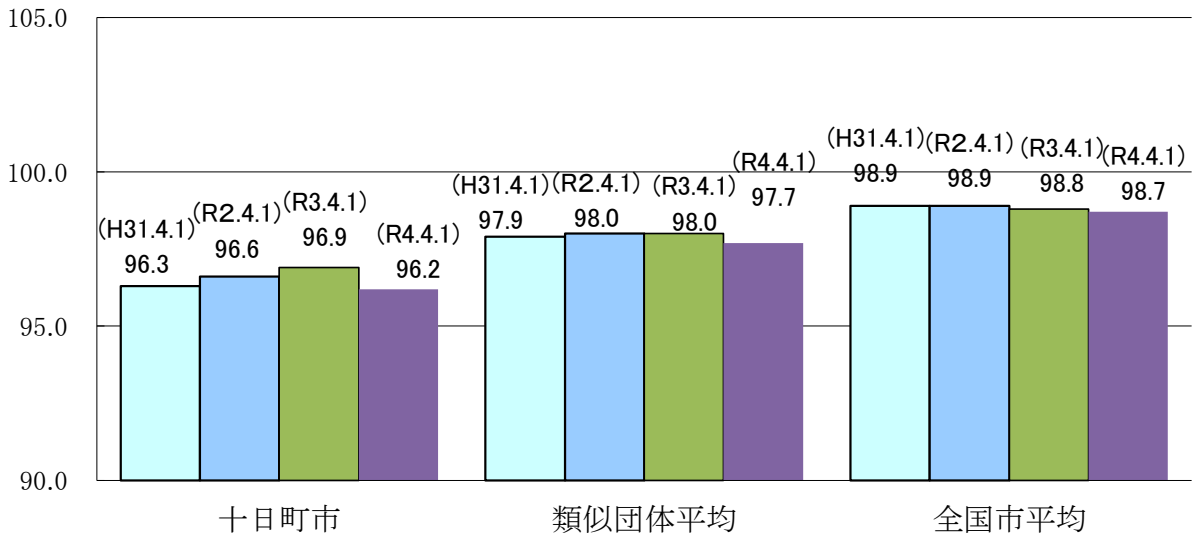
区分	住民基本台帳人口 (4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	人 50,169	千円 40,573,335	千円 1,304,230	千円 4,197,698	% 10.3	% 9.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			千円	千円
3年度	人 447	千円 1,628,872	千円 278,064	千円 619,747	千円 2,526,683	千円 5,653	千円 5,938	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 した場合の値です。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み



(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.4%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準3%以下に対し、当市においても同様の支給率で支給。
 (実施時期) 平成27年4月1日から実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%を支給、平成28年4月に遡及し3%を支給。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)
 単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(4年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
十日町市	43.6 歳	315,100 円	365,541 円	334,339 円
新潟県	44.2 歳	327,076 円	403,485 円	354,124 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
類似団体	42.7 歳	316,789 円	375,800 円	343,390 円

②技能労務職

区分	公務員					対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	参考 (A)/(B)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)				
十日町市	54.8 歳	19 人	279,800 円	299,837 円	295,580 円	—	—	—	—
うち管理員	54.7 歳	9 人	302,400 円	321,522 円	320,164 円	用務員	49.1 歳	236,600 円	1.36
うち自動車運転手	56.1 歳	7 人	233,400 円	259,900 円	249,217 円	乗用自動車運転者	60.6 歳	209,300 円	1.24
うち学校給食員	55.8 歳	2 人	327,000 円	333,750 円	337,433 円	飲食物調理従事者	43.5 歳	226,400 円	1.47
新潟県	55.0 歳	351 人	329,799 円	363,430 円	343,570 円	—	—	—	—
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	—	328,416 円	—	—	—	—
類似団体	53.0 歳	21 人	315,091 円	338,909 円	327,577 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	(C)/(D)
十日町市	—	—	—
うち管理員	5,045,367 円	3,187,900 円	1.58
うち自動車運転手	3,975,500 円	2,699,500 円	1.47
うち学校給食員	5,514,900 円	3,027,200 円	1.82

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成31年度から令和3年度の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加え試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（4年4月1日現在）

区 分		十日町市	新潟県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	191,700 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	158,900 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	147,900 円	156,800 円	— 円
	中 学 卒	139,900 円	143,800 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（4年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	248,925 円	333,450 円	373,636 円	378,000 円
	高 校 卒	207,800 円	300,600 円	345,100 円	361,320 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	291,600 円	306,350 円	308,600 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(注) 経験年数区分に該当する職員がない場合は（ ）の経験年数の職員の平均額を算出しています。

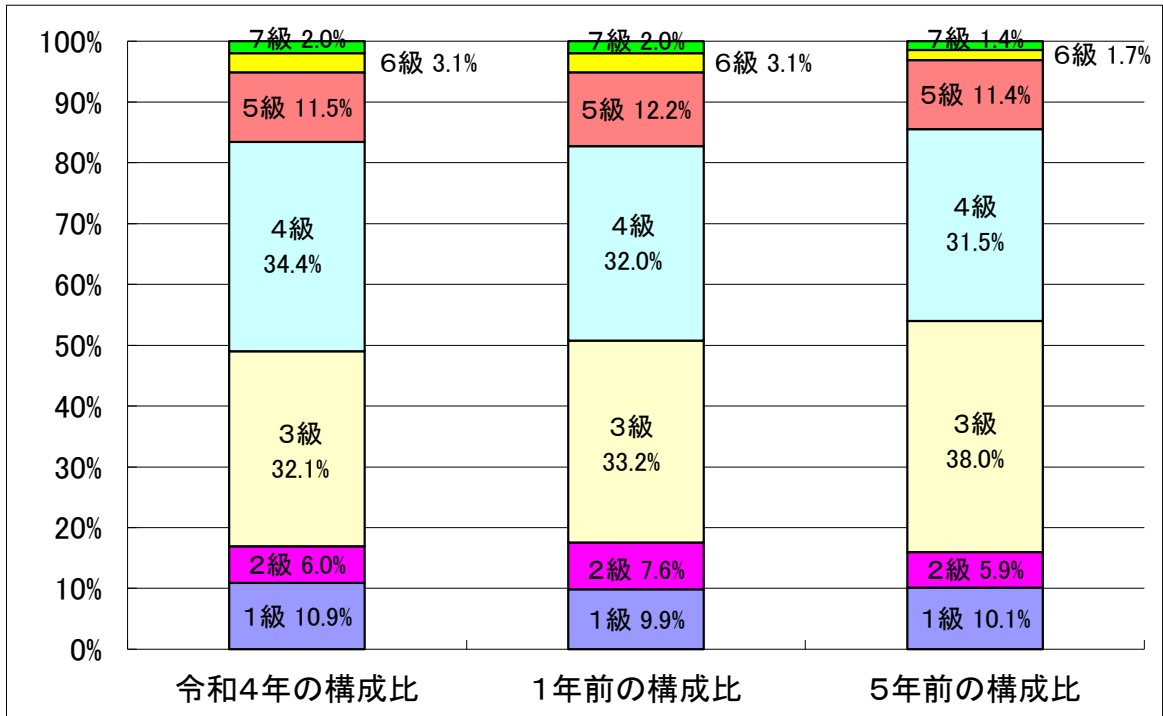
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（4年4月1日現在）

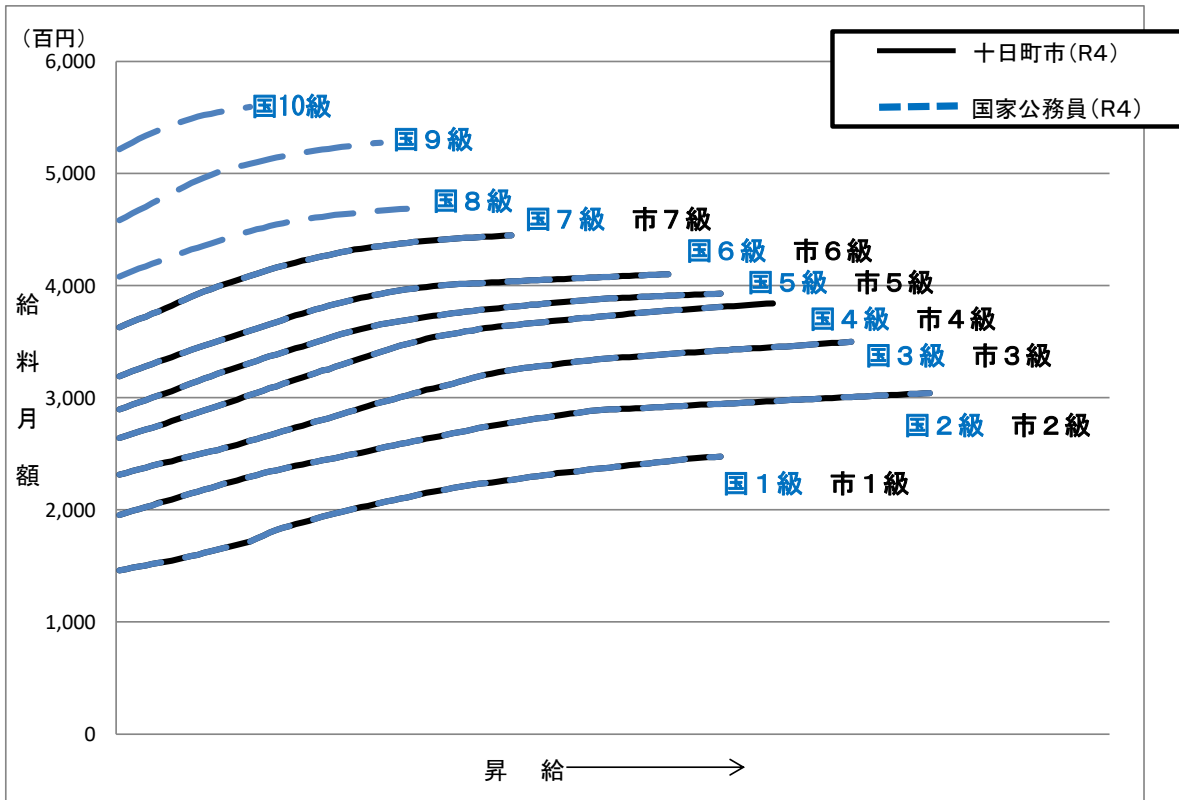
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長・局長	7人	2.0%	362,900 円	444,900 円
6級	課長・支所長・局長	11人	3.1%	319,200 円	410,200 円
5級	課長・支所長・再任用センター長・再任用館長・再任用支所長・参事・課長補佐・次長	40人	11.5%	289,700 円	393,000 円
4級	課長補佐・次長・副参事・係長・主査・主査技師・再任用参事	120人	34.4%	264,200 円	384,200 円
3級	係長・主査・主査技師・主任・主任技師・再任用課長補佐・再任用係長・再任用副館長	112人	32.1%	231,500 円	350,000 円
2級	主事・技師・再任用主査	21人	6.0%	195,500 円	304,200 円
1級	主事・技師・再任用主事	38人	10.9%	146,100 円	247,600 円

(注) 1 十日町市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までににおける運用	十日町市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

十日町市		新潟県		国	
1人当たり平均支給額（3年度） 1,406千円		1人当たり平均支給額（3年度） 1,575千円		—	
（3年度支給割合） 期末手当 2.45月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分		（3年度支給割合） 期末手当 2.45月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分		（3年度支給割合） 期末手当 2.55月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（4年4月1日現在）

十日町市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.5869月分	勤続20年	19.6695月分	24.5869月分
勤続25年	28.0395月分	33.2708月分	勤続25年	28.0395月分	33.2708月分
勤続35年	39.7575月分	47.7090月分	勤続35年	39.7575月分	47.7090月分
最高限度	47.7090月分	47.7090月分	最高限度	47.7090月分	47.7090月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 (自己都合)(勸奨・定年)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)		
1人当たり平均支給額	8,747千円	19,732千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）			3,582 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）			896 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
十日町市	0 %	0 人	0 %	
東京都特別区	20 %	1 人	20 %	
埼玉県和光市	16 %	0 人	16 %	
新潟市	3 %	2 人	3 %	
医療職給料表(1)の適用を受ける職員	16 %	2 人	16 %	

(4) 特殊勤務手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		676 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		6,829 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）		20.2 %		
手当の種類（手当数）		13		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（3年度決算）	支給単価
徴収手当	徴収担当職員	納期内に納入しない税の出張徴収に従事した場合に支給	18千円	300円/日
滞納処分手当	徴収担当職員	税の滞納処分に従事した場合に支給	0千円	300円/日
用地交渉手当	用地交渉担当職員	用地の取得など所有者等との交渉に従事した場合に支給	74千円	300円/日
行旅死病人取扱手当	福祉担当職員	行旅病人・死亡人の救護又は死体処置に従事した場合に支給	0千円	1,000円～3,000円/回
保健手当	保健師	保健指導、保健相談、看護処置等に従事した場合に支給	167千円	300円/日
防疫等作業手当	保健師	感染症防疫作業に従事した場合に支給	34千円	300円～4,000円/日
動物死体処理手当	環境業務担当職員、道路管理担当職員	動物の死体処理に従事した場合に支給	107千円	1,000円/回
雪害作業手当	雪害作業にあたる職員	除雪作業、水上がり対策、雪崩対策に従事した場合に支給	145千円	400円～600円/日
放射線取扱作業手当	診療所職員	放射線を照射する作業の補助に従事した場合に支給	0千円	350円/日
特地診療手当	診療所医師	松之山診療所の医師が診療業務に従事した場合に支給	0千円	25,000円/月
休日診療手当	診療所医師	診療所の医師が休日に診療業務に従事した場合に支給	0千円	45,000円/日
介護認定審査会手当	診療所医師	診療所の医師が介護認定審査会に出席した場合に支給	132千円	10,000円～12,000円/日
待機手当	訪問看護ステーション担当看護師	救急業務に対応するために待機を命ぜられた場合に支給	—	10,000円～12,000円/日

(注) 待機手当は令和4年度から新設されたため、令和3年度の支給実績はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	131,405 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	315 千円
支給実績（2年度決算）	109,755 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	258 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円	同じ	—	58,484千円	242,672 円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を払っている場合、家賃の額に応じて 最高28,000円	同じ	—	18,738千円	275,566 円
通勤手当	電車・バス利用者（交通機関利用者）負担している運賃の額に応じて1ヶ月あたり 最高55,000円 自動車等利用者（交通用具利用者）片道の距離に応じて最低(2km以上5km未満) 2,000円 最高(60km以上) 31,600円	同じ	—	25,145千円	71,032 円
休日勤務手当	休日に勤務した職員に支給 支給額：勤務1時間当たりの支給額×1.35×勤務時間数	同じ	—	3,775千円	24,674 円
管理職手当	支給額：定額 部長、技監、議会事務局長、上下水道局長 52,600円 主要課長、支所長 44,000円 その他課長、会計管理者等 38,000円 事務局長、支所課長等 30,200円 参事・保育園長等 25,000円	異なる	支給額	33,067千円	408,240 円
寒冷地手当	世帯の状況に応じて 最高 月額17,800円 (11月から3月まで支給)	同じ	—	27,664千円	61,338 円
管理職特別勤務手当	管理職が臨時、緊急の必要等の場合に勤務した場合に支給 勤務1回につき、2,500円～9,000円	異なる	支給額	105千円	8,038 円
単身赴任手当	異動に伴い転居し、配偶者と別居することとなった職員に支給 月額30,000円～100,000円	同じ	—	360千円	360,000 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難である医師等に支給 月額2,500円または414,800円	異なる	支給額	9,955千円	4,977,600 円

5 特別職の報酬等の状況（4年4月1日現在）

給料報酬	区 分	給 料		月 額		等
報 酬	市 区 町 村 長	833,200 円	円	(参考) 類似団体における最高/最低額		1,000,000 円 / 560,000 円
				1,000,000 円 / 560,000 円		
	副 市 町 村 長	649,900 円	円	802,000 円 / 585,000 円		
				802,000 円 / 585,000 円		
	議 長	392,000 円	円	535,000 円 / 347,900 円		
副 議 長	316,000 円	円	475,000 円 / 285,100 円			
議 員	300,000 円	円	432,000 円 / 268,200 円			
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(3年度支給割合)	6月期	1.65月分		
			12月期	1.60月分		
			計	3.25月分		
	議 長	(3年度支給割合)	6月期	1.65月分		
			12月期	1.60月分		
議 員		計	3.25月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
		給料月額×在職月数×0.44	17,597,184円	任期満了時		
	副 市 町 村 長	給料月額×在職月数×0.26	8,110,752円	任期満了時		
	備 考					

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

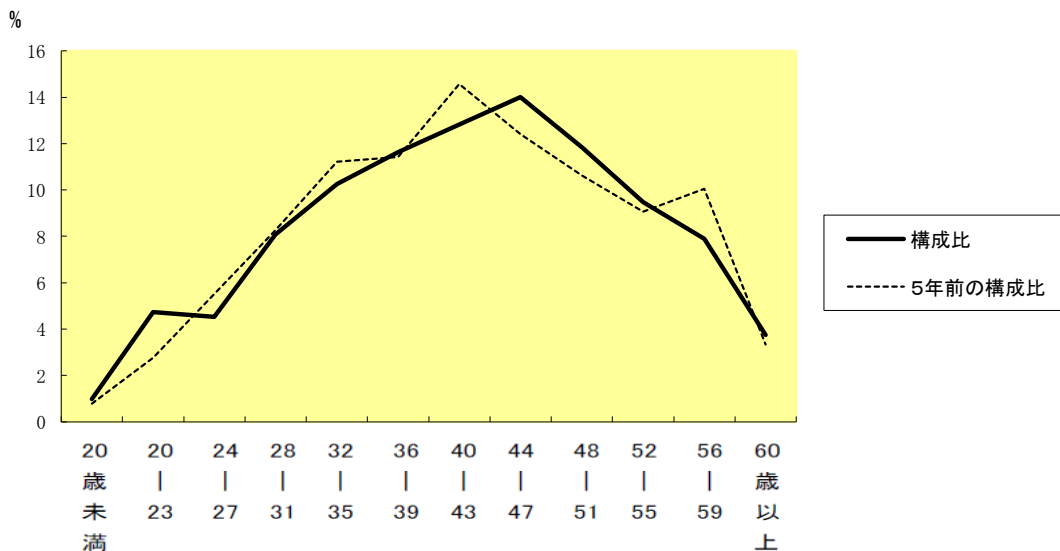
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		3年度	4年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	
		総務企画	90	87	△ 3	支所業務の統廃合による減
		税務	25	24	△ 1	自己都合退職者の欠員不補充
		民生	88	86	△ 2	業務の統廃合による減
		衛生	43	45	2	ワクチン接種に関する業務の増
		労働	2	2	0	
		農林水産	33	32	△ 1	農業員会事務局の業務統廃合による減
		商工	33	36	3	業務の統合による増
		土木	55	52	△ 3	業務の統廃合、欠員不補充による減
	計	373	368	△ 5	<参考>人口1万人当たり職員数 73人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 67人)	
	教育部門	74	68	△ 6	業務の統廃合による減	
	消防部門	0	0	0		
	小計	447	436	△ 11	<参考>人口1万人当たり職員数 87人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 87人)	
公営企業等会計部門	病院	6	6	0		
	水道	15	14	△ 1	業務の統廃合による減	
	下水道	10	10	0		
	その他	36	41	5	訪問看護事業の開始による増	
	小計	67	71	4		
合計		514	507	△ 7	<参考> 人口1万人当たり職員数 101 人	
		[680]	[680]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (4年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	5人	24人	23人	41人	52人	59人	65人	71人	60人	48人	40人	19人	507人

(3) 職員数の推移

(単位：人)

部 門 別 \ 年 度	29年	30年	31年	2年	3年	4年	過去5年間の 増減数
一般行政	374	371	370	375	373	368	△ 6
教育	69	70	72	71	74	68	△ 1
普通会計計	443	441	442	446	447	436	△ 7
公営企業等会計計	65	63	64	60	67	71	6
総合計	508	504	506	506	514	507	△ 1

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
3年度	千円 593,063	千円 88,674	千円 32,294	% 5.4	% 5.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費24,098,503円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 8	千円 30,901	千円 4,323	千円 11,646	千円 46,870	千円 5,859	千円 6,028

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
 2 職員数は、3年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含んでいません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（4年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
十日町市	38.9 歳	322,650 円	516,963 円
団体平均	45.5 歳	335,492 円	501,390 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

十日町市		十日町市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（3年度） 1,432 千円		1人当たり平均支給額（3年度） 1,406 千円	
(3年度支給割合)		(3年度支給割合)	
期末手当 2.45月分	勤勉手当 1.85月分	期末手当 2.45月分	勤勉手当 1.85月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

イ 退職手当（4年4月1日現在）

十日町市			十日町市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 （自己都合）（勸奨・定年）			定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 （自己都合）（勸奨・定年）		
1人当たり平均支給額 — 14,732千円			1人当たり平均支給額 8,747千円 19,732千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

なお、前年度の退職手当受給者が3人以下の場合は、過去数年の退職者についての平均支給額です。

ウ 地域手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）			— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）			— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
十日町市	0 %	— 人	0 %	
東京都特別区	20 %	— 人	20 %	
埼玉県和光市	16 %	— 人	16 %	
新潟市	3 %	— 人	3 %	
医療職給料表(1)の適用を受ける職員	16 %	— 人	16 %	

エ 特殊勤務手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）	— %

オ 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	815 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	116 千円
支給実績（2年度決算）	764 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	109 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当り 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円	同じ	—	1,383千円	460,833円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を払っている場合、家賃の額に応じて 最高28,000円	同じ	—	588千円	294,000円
通勤手当	電車・バス利用者（交通機関利用者）負担している運賃の額に応じて1ヶ月あたり 最高55,000円 自動車等利用者（交通用具利用者）片道の距離に応じて 最低(2km以上5km未満) 2,000円 最高(60km以上) 31,600円	同じ	—	435千円	62,143円
管理職手当	支給額：定額 部長、技監、議会事務局長、上下水道局長 52,600円 主要課長、支所長 44,000円 その他課長、会計管理者等 38,000円 事務局長、支所課長等 30,200円 参事・保育園長等 25,000円	異なる	支給額	631千円	631,200円
寒冷地手当	世帯の状況に応じて 最高 月額17,800円 (11月から3月まで支給)	同じ	—	441千円	55,175円

(2) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
3年度	千円 913,156	千円 215,523	千円 21,321	% 2.3	% 2.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費21,969,140円を含みません。

区 分	職員数 A	与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 7	千円 26,671	千円 3,676	千円 9,790	千円 40,137	千円 5,734	千円 6,028

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
 2 職員数は、3年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含んでいません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（4年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
十日町市	37.5 歳	294,917 円	445,522 円
団体平均	45.5 歳	335,492 円	501,390 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

十日町市		十日町市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（3年度） 1,392 千円		1人当たり平均支給額（3年度） 1,406 千円	
(3年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 1.85月分		(3年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 1.85月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

イ 退職手当（4年4月1日現在）

十日町市			十日町市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 （自己都合）（勸奨・定年）			定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 （自己都合）（勸奨・定年）		
1人当たり平均支給額 — —			1人当たり平均支給額 8,747千円 19,732千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額です。

なお、前年度の退職手当受給者が3人以下の場合は、過去数年の退職者についての平均支給額です。

ウ 地域手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）			— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）			— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
十日町市	0 %	— 人	0 %	
東京都特別区	20 %	— 人	20 %	
埼玉県和光市	16 %	— 人	16 %	
新潟市	3 %	— 人	3 %	
医療職給料表(1)の適用を受ける職員	16 %	— 人	16 %	

エ 特殊勤務手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）	— %

オ 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	1,545 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	221 千円
支給実績（2年度決算）	1,589 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	227 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円	同じ	—	738千円	369,000円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を払っている場合、家賃の額に応じて 最高28,000円	同じ	—	666千円	222,000円
通勤手当	電車・バス利用者（交通機関利用者） 負担している運賃の額に応じて 1ヶ月あたり 最高55,000円 自動車等利用者（交通用具利用者） 片道の距離に応じて 最低(2km以上5km未満) 2,000円 最高(60km以上) 31,600円	同じ	—	322千円	64,480円
管理職手当	支給額：定額 部長、技監、議会事務局長、上下水道局長 52,600円 主要課長、支所長 44,000円 その他課長、会計管理者等 38,000円 事務局長、支所課長等 30,200円 参事・保育園長等 25,000円	異なる	支給額	—	—
寒冷地手当	世帯の状況に応じて 最高 月額17,800円 (11月から3月まで支給)	同じ	—	405千円	57,800円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
3年度	千円 2,584,784	千円 437,597	千円 45,951	% 1.8	% 1.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費19,212,420円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 10	千円 35,062	千円 8,814	千円 10,713	千円 54,589	千円 5,459	千円 5,920

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
 2 職員数は、3年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含んでいません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（4年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
十日町市	41.5 歳	309,420 円	462,001 円
団体平均	43.9 歳	331,629 円	493,022 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

十日町市		十日町市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（3年度） 1,366 千円		1人当たり平均支給額（3年度） 1,406 千円	
(3年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 1.85月分		(3年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 1.85月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

イ 退職手当（4年4月1日現在）

十日町市			十日町市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 （自己都合）（勸奨・定年）			定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 （自己都合）（勸奨・定年）		
1人当たり平均支給額 — —			1人当たり平均支給額 8,747千円 19,732千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額です。

なお、前年度の退職手当受給者が3人以下の場合は、過去数年の退職者についての平均支給額です。

ウ 地域手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）			— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）			— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
十日町市	0 %	— 人	0 %	
東京都特別区	20 %	— 人	20 %	
埼玉県和光市	16 %	— 人	16 %	
新潟市	3 %	— 人	3 %	
医療職給料表(1)の適用を受ける職員	16 %	— 人	16 %	

エ 特殊勤務手当（4年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）	— %

オ 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	834 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	83 千円
支給実績（2年度決算）	1,352 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	150 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円	同じ	—	2,618千円	290,889円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を払っている場合、家賃の額に応じて 最高28,000円	同じ	—	780千円	259,833円
通勤手当	電車・バス利用者（交通機関利用者） 負担している運賃の額に応じて 1ヶ月あたり 最高55,000円 自動車等利用者（交通用具利用者） 片道の距離に応じて 最低(2km以上5km未満) 2,000円 最高(60km以上) 31,600円	同じ	—	550千円	61,111円
管理職手当	支給額：定額 部長、技監、議会事務局長、上下水道局長 52,600円 主要課長、支所長 44,000円 その他課長、会計管理者等 38,000円 事務局長、支所課長等 30,200円 参事・保育園長等 25,000円	異なる	支給額	—	—
寒冷地手当	世帯の状況に応じて 最高 月額17,800円 (11月から3月まで支給)	同じ	—	733千円	73,340円